

押印を求める手続の見直し等のための教育庁所管規則の一部改正（案）の概要

1 改正の経緯及び趣旨

行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、業務そのもの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供にも資するものです。

このうち、押印を求める手続の見直しについては、令和2年12月18日に内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示されたところであり、県教育委員会ではこれを踏まえ、県民・事業者から押印を求める手続の見直し等に向け、所管する規則の一部を改正します。

2 改正の概要

以下の規則に規定する書面について、県民・事業者から押印を求める手続を不要とするための見直しを行います。（一部の様式については、法令の制定改廃に伴い当然に必要となる改正等、所要の整理を併せて行います。）

- (1) 学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則（昭和36年8月青森県教育委員会規則第13号）
- (2) 青森県立学校学則（昭和39年4月青森県教育委員会規則第5号）
- (3) 青森県教育職員免許状に関する規則（昭和43年8月青森県教育委員会規則第13号）
- (4) 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和50年3月青森県教育委員会規則第1号）
- (5) 青森県文化財保護条例施行規則（昭和51年1月青森県教育委員会規則第1号）
- (6) 青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和58年3月青森県教育委員会規則第8号）
- (7) 学校職員の育児休業等に関する規則（平成4年3月青森県教育委員会規則第4号）
- (8) 行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき青森県教育委員会が行う聴聞の手続に関する規則（平成6年9月青森県教育委員会規則第11号）
- (9) 技能教育施設の指定等の手続に関する規則（平成11年2月青森県教育委員会規則第1号）
- (10) 青森県文化財保護法施行細則（平成12年3月青森県教育委員会規則第24号）

3 今後の予定

公布日：令和3年8月下旬（予定）

施行期日：公布日